

(第一類 第一号)

第五回國會 衆議院 内閣委員会 議 録 第十五号

(三三〇)

昭和二十四年四月三十日(土曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

委員 青木 正君 澤田正之輔君

委員 小川原政信君 澤田吉太郎君

委員 淺沼稻次郎君 澤田有田 喜一君

委員 木村 榮君 江花 靜君

委員 尾関 義一君 丹羽 彪吉君

委員 根本龍太郎君 鈴木 義男君

委員 北村龍太郎君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

運輸政務次官 坂田 道太君

委員外の出席者

専門員 小関 紹夫君

四月二十八日

委員渡邊良夫君及び坂本泰良君辭任

につき、その補欠として山口六郎次

君及び淺沼稻次郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員鹿野登吉君辭任につき、その補

欠として田中萬逸君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

理事坂本泰良君の補欠として淺沼稻

次郎君が理事に當選した。

四月二十五日

海上保安廳法及び海難審判法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一

〇号)

同月二十六日

農林省設置法案(内閣提出第二二八

号)

農林省設置法の施行に伴う関係法令

の整理に関する法律案(内閣提出第

二二九号)

同月二十八日

大藏省設置法の施行に伴う法令の

整理に関する法律案(内閣提出第一

四一号)

厚生省設置法施行に伴う法令の整理

に関する法律案(内閣提出第一四七

号)

國家行政組織法の施行に伴う労働関

係法律の整理に関する法案(内閣提

出第一五三三号)

同月二十七日

道路運送監理事務所存続の請願(首

藤新八君紹介)(第五六五号)

同(松本六太郎君外四名紹介)(第五

六六号)

同(岡田五郎君紹介)(第五六七号)

同(仲内藤治君紹介)(第五六八号)

同(高橋定一君紹介)(第五六九号)

同(島田末信君紹介)(第五七〇号)

同(堀川恭平君紹介)(第五七一号)

同(松本六太郎君外五名紹介)(第五

七二二号)

同外一件(高橋権六君紹介)(第五七

三三三号)

同外二件(小川原政信君外三名紹介)

(第五七四号)

同(小野瀬忠兵衛君紹介)(第五七五

号)

同(森崎君紹介)(第五七七号)

同(坂本泰良君外一名紹介)(第五七

八号)

同(坂本泰良君外一名紹介)(第五七

九号)

同(田中豊君紹介)(第五八〇号)

同(川野芳満君外四名紹介)(第五八

一号)

同(満尾君亮君紹介)(第五八二号)

同(成田知巳君紹介)(第五八三三三)

同(菅家喜六君紹介)(第五八四四号)

同外一件(坂本泰良君紹介)(第五八

五号)

同(坂本泰良君外一名紹介)(第五八

六号)

同外十件(坂本泰良君紹介)(第五八

七号)

中小企業廳存置に関する請願(門脇

勝太郎君紹介)(第六〇二二二)

同(松本六太郎君外四名紹介)(第五

六六号)

同(今泉貞雄君紹介)(第六〇四四号)

東京地方商工局神奈川事務所存置の

請願(小金義照君紹介)(第六〇五五

号)

同月二十八日

道路運送監理事務所存続の請願(瀧

谷雄太郎君紹介)(第六三九号)

同外三件(高木吉之助君紹介)(第六

四〇四号)

同(藥務局存置の請願(瀧谷雄太郎君紹

介)(第六八四四号)

同(資材調整事務所存置の請願(石川金

次郎君紹介)(第六八五五号)

同(白井佐吉君紹介)(第六九五五号)

同(庄司一郎君紹介)(第六九六六号)

同(天野久君紹介)(第六九八八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

公聴會開會に関する件

海上保安廳法及び海難審判法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一

〇号)

農林省設置法案(内閣提出第二二八

号)

農林省設置法の施行に伴う関係法令

の整理に関する法律案(内閣提出第

二二九号)

大藏省設置法の施行に伴う法令の

整理に関する法律案(内閣提出第一

四一〇号)

〇齋藤委員長 これより會議を開きま

す。

本日(日曜)に入り、前に御報告し

ておきたいことがあります。それは去

る二月二十八日に委員の渡邊良夫君及

び坂本泰良君が委員を辭任せられまし

たので、その補欠として同日議長の指

名で山口六郎次君及び淺沼稻次郎君が

補欠選任せられましたことを御報告い

たします。

つきましては坂本泰良君は理事であ

りましたので、その補欠として淺沼稻

次郎君を理事に指名したいと存じ

ますが、別に御異議はございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇齋藤委員長 御異議がなければさ

らに決定いたします。

〇齋藤委員長 本日は日程につきまし

て順次提案理由の説明を聞きとりた

いと存じます。なお念のために申し上げ

ておきますが、質疑は次会において行

いまして、本日は説明の聞きとりの程

度でやめたいと存じます。

まず海上保安廳法及び海難審判法の

一部を改正する法律案について政府の

提案理由の説明を求めます。

海上保安廳法及び海難審判法の

一部を改正する法律案

海上保安廳法及び海難審判法

の一部を改正する法律

第一條 海上保安廳法(昭和二十三

年法律第二十八号)の一部を次の

ように改正する。

第二條 第一項中「海難の調査、」の

下に「海難の審判、」を加える。

第五條を次のように改める。

第五條 海上保安廳に長官官房及び

左の四部を置く。

警備救難部

保安部

水路部

燈台部

第六條 第七号中「他局の所管」を

「他部の所管」に改め、同号を第八

号とし、第七号として次の一号を

加える。

七 海上保安廳の使用する基地

施設及び船舶の管理並びに通信施

設の管理及び運用に関する事項

第七條を次のように改める。
第七條 警備救難部においては、左の事務を掌る。

- 一 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項
- 二 船舶交通の障害の除去に関する事項
- 三 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項
- 四 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のための必要な監督に関する事項
- 五 沿岸水域における巡視警戒に関する事項
- 六 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項
- 七 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項
- 八 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項
- 九 海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交通の便宜の供與に関する事項
- 十 國家地方警察及び市町村警察（以下「警察行政廳」という。）、税関、検疫所その他関係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 保安部においては、左の事務を掌る。

- 一 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事項
- 二 満載きつ、水線の指定に関する事項
- 三 船舶職員資格及び定員に関する事項
- 四 水先人及び水先業務の監督に関する事項
- 五 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項
- 六 その他船舶交通の安全に関する事項であつて他部の所掌に属しないもの

第八條中「水路局」を「水路部」に改める。

第九條中「燈台局」を「燈台部」に改め、同條第二号中「氣象の観測」の下に並びにその通報を加える。

第十一條を次のように改める。

第十一條 海上保安廳に次長一人を置く。

次長は、長官を助け、職務を掌理する。

第十條の次に次の二條を加える。

第十一條の二 海上保安廳長官の所轄の下に、海難審判所を置く。

海難審判所については、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の定めるところによる。

第十一條の三 海上保安廳に海上保安学校を置く。

海上保安学校は、海上保安廳の職員の訓練を行うための機関とする。

海上保安学校の名称、位置及び内部組織は、海上保安廳令でこれを定める。

海上保安學校の名称、位置及び内部組織は、海上保安廳令でこれを定める。

第十三條 削除

第十四條 海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官の階級は、政令でこれを定める。

海上保安官は、上官の命を受け、第二條第一項に規定する事務の中、海難審判所審判官、海難審判所事務官及び海難審判理事官の行う事務以外の事務を掌る。

第二十一條第一項を次のように改める。

海上保安廳長官は、海上保安官の中から港長を命ずる。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十六條の前の「第二章 海上保安委員会」を「第二章 海上保安審議會」に改める。

第二十六條中「海上保安委員会」を「海上保安審議會」に、「中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会」を「中央海上保安審議會及び地方海上保安審議會」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「海上保安委員会」を「海上保安審議會」に改める。

第三十五條第二項中「海上保安廳保安局」を「海上保安廳警備救難部」に改める。

第二條 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に改める。

第十條第一項を次のように改める。

海難審判所に海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

第十條中第三項を第四項とし、第三項として次の一項を加える。

海難審判所審判官は、運輸大臣がこれを任命する。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條 各海難審判所に海難檢察部を附置する。

海難檢察部は、海難審判理事官の行う事務の統轄するところとする。

第十八條 海上保安廳長官は、海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）第三條又は第三十六條の規定に従ひ任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事務を掌る。

海難審判理事官は、海難審判所に対し、独立して、その事務を行う。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 海難審判理事官は、いづれかの海難檢察部に属し、その属する海難檢察部の附置された海難審判所の管轄区域内において、前條第二項に規定する事務を行う。

第十八條の三 海上保安廳長官は、第十八條第二項に規定する海難審判理事官の事務に関し、海難審判

理事官を一般的にのみ指揮監督することが出来る。

第二十二條中「海難審判所の下に「及び海難檢察部」を加える。

第二十八條中「管海官廳」の上に「海上保安官」を加え、「警察官吏」を「警察官、警察吏員」に、「地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所（以下単に海上保安廳の事務所という。）を、地方海難審判所の海難檢察部に改める。

第二十九條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に改める。

第五十四條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に改める。

第五十八條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に、「当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所」を「当該地方海難審判所の海難檢察部」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〇坂田政府委員 ただいま提案された海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしたいと存じます。

この法案は海上保安廳法と海難審判法との二つの法律のそれらの一部をあわせて改正しようとするものであります。これは國家行政組織法の施行に伴い、海上保安廳及び海難審判所の組織を國家行政組織法の定める組織の基準に従つて改正する必要があるの

と、後ほど申し上げるように、海難審判所を海上保安廳に移管すること、従来の經驗にかんがみ、海上保安廳がその負荷された航海の安全と海上治安の確保という重大な使命を十分に達成せんがためには、遺憾ながらこれらの組織機構において、なお若干の改正すべき必要が認められることとによるのでありまして、その改正の要点はおおむね次の通りであります。

まず海上保安廳法の一部を改正する部分について申し上げますと、第一は國家行政組織法第七條の規定によりまして、外局に内部部局として局を置くことはできないことになつております。關係から、局の名称を部に改めたこととあります。

第二は保安局の所掌事務を警備救難部と保安部に分掌せしめることとしたこととあります。現在の保安局の所掌事務は、海難の救助、海上治安の維持という、いわば動的、第一線の性質の業務と船舶検査、船舶職員試験のとき静的非現業的行政との二つの性質、事務運営の方式においても非常に相異なるものからなつていたのでありまして、一方において右の動的性質の業務が、いかなる突発的事件の發生に際しても、間髪を入れず迅速的確に遂行され、かつまた他方において船舶検査、職員試験等の業務をその本質に徹し、職員の訓練の水準において、これが再建をはかるためには、保安局をその所掌事務の性格、本質に従つて二分することが、最も適當であると考へられるのであります。

第三は、前にも申し述べましたように、海上保安廳の所掌事務の特性、従つてその業務遂行上の特殊性から、次の長制及び海上保安官の階級制度を採用したこととあります。

第四は國家行政組織法との関連におきまして、従來政令で規定されておりました海上保安學校を法律に規定するとともに、海難審判所の移管に伴い、これを海上保安廳長官の所轄に属する機關としたこととあります。

以上が海上保安廳法の一部改正の内容であります。これによりまして、一部を増設するほか、次長制をとつておりますが、これらの改正によりまして、海上保安廳全体としては、定員の増加を伴つてはいないのであります。

次に海難審判法の一部を改正する部分について申し上げますと、改正の第一は、海難審判所を海上保安廳長官の所轄に移したこととあります。現行海難審判法によりまして、海難の發生したとき、審判により將來の海難予防に寄與せしめるため、海難審判所を置き、これを運輸大臣の所轄に属せしめていたものであります。今回の各省廳設置法の制定にあたりまして、海上保安廳が海難の予防、海上の安全のための総合的行政機關であるところから、これと同一目的に寄與することを本來の使命とする海難審判所は、これを海上保安廳の所轄に属せしめることが、より適當であると認められるのであります。

その第二は、海難審判所の海上保安廳への移管に伴い、海難檢察部を設けて、それを海難審判所に附置し、從來から海上保安廳に置かれておりました海難審判理事官を、この海難檢察部に置くことにいたしました点であります。

海難審判所を裁判所にたとえて見ますならば、海難審判理事官は檢察官と申すべきものでありまして、公益の代表者として、その職務遂行にあたりましては、相當の独立性を保障せられなければならぬのであります。従來海上保安廳の一内部部局に属してあり、組織上その特殊性が保障されるよりな態勢になつていなかつたのであります。しかししてそのためには、海上保安廳の一内部部局としてではなしに、そのほかに海難審判理事官の行務を統轄するところを設け、これを長官の直接の指揮監督の下に置き、檢察官の職務は中央地方を通じて、もつぱら海難檢察部の系統においてこれを行ひ得ることとすることが必要であります。

以上が海難審判法の一部改正の内容であります。なお最後に海難審判所は、海上保安廳長官の所轄に移されましても、その独立性は所轄という語によつて意味されておりますように、いささかも失われていたものではないといふことを申し添えておきたいと存じます。

以上が海難審判法の一部改正の内容であります。この法案の提案理由の御説明を終わります。何とぞ慎重御審議あらんことを希望いたします。

○齋藤委員長 次は農林省設置法案、及び農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案、この両法案につきまして、政府の説明を求めます。

農林省設置法案
農林省設置法

目次	
第一章 總則(第一條—第四條)	
第二章 本省	
第一節 内部部局(第五條—第十二條)	
第二節 附屬機關(第十三條—第三十四條)	
第三節 地方支分部局(第三十五條—第四十二條)	
第一款 農地事務局(第三十六條—第四十條)	
第二款 作物報告事務所(第四十一條—第四十二條)	
第三章 外局(第四十三條—第七十二條)	
第一節 食糧廳	
第一款 總則(第四十四條—第四十五條)	
第二款 内部部局(第四十六條—第四十九條)	
第三款 附屬機關(第五十條—第五十三條)	
第四款 地方支分部局(第五十四條—第五十六條)	
第二節 林野廳	
第一款 總則(第五十七條—第五十八條)	
第二款 内部部局(第五十九條—第六十二條)	
第三款 附屬機關(第六十三條—第六十四條)	

第四款 地方支分部局(第六十五條—第七十一條)

第四款 地方支分部局(第六十五條—第七十一條)

第三節 水産廳(第七十二條—第七十四條)

第四章 職員(第七十三條—第七十四條)

第五章 公團(第七十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農林省の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)第三條第二項の規定に基いて、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とする。

(農林省の任務)

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁家の福祉の増進を図り、もつて國民經濟の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の生産の増進を図ること。

二 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通及び消費を規制すること。

三 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の

品質の向上を図ること。

四 農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。

五 農林畜水産業及び農山漁家に關する調査を行い、及び統計を作成すること。

六 農山漁家の生活の改善及びその社会的経済的地位の向上を図ること。

七 土地改良事業を行うこと。

八 農業共済再保険事業、漁船再保険事業及び森林火災保険事業を行うこと。

九 國有林野事業を行うこと。

十 國營競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。

(農林省の権限)

第四條 農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保険のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 農林省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る物資の割當を行い、又は配給を規制すること。

十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産(加工及び修理を含む。)出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。

十五 所掌事務に係る物資の生産(加工及び修理を含む。)、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。

十六 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。

十七 農業協同組合、農林中央金庫その他本省の所轄事務に係る団体につき許可又は認可を與えること。

十八 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。

十九 所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装條件を定め、これらの検査を行うこと。

二十 指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二百十号)の規定に基く指定農林物資の規格を定めること。

二十一 農業災害に關する再保険事業を行うこと。

二十二 食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。

二十三 農薬及び農産種子の登録を行うこと。

二十四 農産物及び肥料、農薬その他農畜産業用物品の検査を行うこと。

二十五 輸出入動植物を検疫し、消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、又はその輸入場所を制限すること。

二十六 中央卸賣市場につき認可を與えること。

二十七 自作農を創設するため、農地等取得し、管理し、及び処分すること。

二十八 小作関係その他の農地の利用関係の争議の調停に關與すること。

二十九 農地の價格、移動費用及び小作料を統制すること。

三十 開拓適地を選定すること。

三十一 開拓者に資金を貸し付けすること。

三十二 開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し、及び処分すること。

三十三 國營土地改良事業を実施し、又はこれを都道府縣に委託すること。

三十四 土地改良事業を行う者に對し補助金を交付すること。

三十五 耕地面積及び農作物の作況その他農林畜水産業に關する報告を徴すること。

三十六 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)に基き、都道府縣その他試験研究機關に對し補助金及び委託金を交付すること。

三十七 種畜の検査を行うこと。

三十八 家畜及び家さんの移動及び殺を制限すること。

三十九 獸医師、裝蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。

四十 國營競馬を行うこと。

四十一 地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。

四十二 生糸の検査を行うこと。

四十三 蚕種製造業、製糸業、繭出生糸間屋業及び生糸販賣業を許可すること。

四十四 蚕病の予防除根又は桑苗の検査のために必要な措置を命ずること。

四十五 主要食糧の供出割當を行うこと。

四十六 主要食糧を買い入れ、賣り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること。

四十七 主要食糧の價格を決定すること。

四十八 食糧の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を與えること。

四十九 主要食糧及び食料品

(酒類を除く。以下同じ。)の検査を行うこと。

五十 國有林野の境界を査定すること。

五十一 國有林野の処分を行うこと。

五十二 森林原野の火入及び森林害虫の駆除又は予防に關し都道府縣知事に認可を與えること。

五十三 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭を検査すること。

五十四 森林組合その他林野團體の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を與えること。

五十五 民有林の森林治水事業を行うこと。

五十六 保安林の編入及び解除を行うこと。

五十七 森林火災國營保險事業を行うこと。

五十八 狩猟鳥獸の種類並びに狩猟の区域及び時期を定めること。

五十九 國有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水事業を実施すること。

六十 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品を処分すること。

六十一 立木を買い入れて木材又は薪炭を生産し、これを賣り渡すこと。

六十二 薪炭を買い入れ、賣り渡し、又は貯蔵すること。

六十三 水産資源法(昭和二十三年法律第七十八号)第二條に規定する権限

六十四 所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並び

に依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。

六十五 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き農林省に属せられた権限

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農政局

農地局

農業改良局

畜産局

蚕糸局

2 農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。

（特別な職）

第六條 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

3 農地局に次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を掌理する。

（大臣官房の事務）

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の間、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、差送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 渉外事務に関すること。

十 法令の審査その他適合調整に関すること。

十一 農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送に関する連絡を行うこと。

十二 資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十三 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。

十四 農村負債整理に関すること。

十五 輸出入に関する連絡調整を図ること。

十六 規格及び検査の調整を図ること。

十七 規格及び検査の調整を図ること。

十八 前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

（農政局の事務）

第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行うこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

四 農業産業に関する共済及び保険に関すること。

五 農業共済再保険特別会計の経理を行うこと。

六 農山漁家の経営改善のためにする農村工業の指導助成を行うこと。

七 農産物（蚕糸を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（食糧廳の所掌に属することを除く。）

八 肥料、農機具、農薬その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。）

九 農産物（蚕糸及び主要食糧を除く。）及び農業専用物品の検査に関すること。

十 病虫害の予防駆除及び輸出入植物の検査に関すること。

十一 中央卸賣市場の指導監督を行うこと。

十二 肥料配給公團に関すること。

（農地局の事務）

第九條 農地局においては、左の事務をつかさどる。

一 農地及び農業水利に関する企画を行うこと。

二 自作農創設特別措置に関すること。

三 農地の移動墾用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

四 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

五 開墾、入植及び営農の指導助成を行うこと。

六 開拓者資金の融通を行うこと。

七 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。

八 國營土地改良事業に関すること。

九 土地改良事業及びこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。

十 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

（農業改良局の事務）
第十條 農業改良局においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所掌事務に関する統計の企画及び実施についての連絡調整を図ること。

二 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

三 農村の統計的経済調査を行うこと。

四 前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

五 農業（畜産業を含む、蚕糸業を除く。以下本條中同じ。）及び農民生活に関する自然科学的試験研究の企画並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

六 農業及び農民生活に関する経済学的研究の企画及び実施並びに関係研究機関の行う当該研究

の連絡調整を行うこと。

七 農業及び農民生活に関する知識の普及交換を図ること。

八 農業改良助長法に基いて、都道府縣その他試験研究機関の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。

九 農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上を図ること。

十 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

十一 関係試験研究機関の試験研究の状況及びその成果を調査すること。

十二 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。

十三 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

2 統計調査部においては、前項第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 研究部においては、第一項第五号、第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する試験研究に関するものをつかさどる。

4 普及部においては、第一項第七号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する

るものをつかさどる。
(畜産局の事務)

第十一條 畜産局においては、左の事務をつかさどる。

一 畜産行政に関する企画を行うこと。

二 畜産に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

三 家畜及び家畜の改良及び増殖を図ること。

四 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)

六 有畜農業の発達を図ること。

七 牧野の改良整備を図ること。

八 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

九 家畜及び家畜の衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。

十 獣医師及び獣師の指導監督を行うこと。

十一 國営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十二 國営競馬事業特別会計の経理を行うこと。

十三 飼料配給公團に関すること。

2 競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。
(畜系局の事務)

第十二條 畜系局においては、左の事務をつかさどる。

一 畜系行政に関する企画を行うこと。

二 畜系及び畜系業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する畜系業専用物品の生産に関するものを除く。)

三 畜病の予防を図ること。

四 畜系の検査に関すること。

五 畜系の需要調査を行うこと。

六 畜系業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

七 畜系に関する試験研究を企画し、並びに關係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び畜系に関する知識の普及を図ること。

第二節 附屬機關

(附屬機關)
第十三條 第三十四條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。

農事試験場
茶業試験場
園藝試験場

畜産試験場
農事総合研究所
開拓研究所
農事改良実験所
畜系試験場
家畜衛生試験場
肥料検査所
農産物検査所
輸出品検査所
生糸検査所
動植物検疫所

農村工業指導所
農業機械管理所
競馬事務所
馬鈴薯原種農場
茶原種農場
種畜牧場

(農事試験場)
第十四條 農事試験場は、農業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 農事試験場は、東京都に置く。
3 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

4 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)
第十五條 茶業試験場は、茶業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び製茶標本の生産及び配布を行う機関とする。

2 茶業試験場は、静岡県に置く。
3 茶業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

(園藝試験場)
第十六條 園藝試験場は、園藝に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

2 園藝試験場は、神奈川県に置く。
3 農林大臣は、園藝試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園藝試験場の支場を設けることができる。

4 園藝試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)
第十七條 畜産試験場は、畜産に関する試験、分析、鑑定、調査及び講習を行う機関とする。

2 畜産試験場は、千葉県に置く。
3 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業総合研究所)
第十八條 農業総合研究所は、農業に関する経済上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。

2 農業総合研究所は、東京都に置く。
3 農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。

4 農業総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(開拓研究所)
第十九條 開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 土地及び水の農業上の開発利用に関する調査研究
二 開拓地における農業、農産及び集落に関する調査研究
三 開拓に関する技術者の養成
四 開拓に関する講習

2 開拓研究所は、東京都に置く。
3 農林大臣は、開拓研究所の事務を分掌させるため、所要の地に開拓研究所の支所を設けることができる。

拓研究所の支所を設けることができる。

4 開拓研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農事改良実験所)
第二十條 農事改良実験所は、農事の改良に関する実験及び調査を行う機関とする。

2 農事改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
札幌農事改良実験所	北海道
黒石農事改良実験所	青森縣
盛岡農事改良実験所	盛岡市
古川農事改良実験所	宮城縣
大館農事改良実験所	秋田縣
山形農事改良実験所	山形市
安積農事改良実験所	福島縣
石岡農事改良実験所	茨城縣
宇都宮農事改良実験所	宇都宮市
前橋農事改良実験所	前橋市
熊谷農事改良実験所	熊谷市
千葉農事改良実験所	千葉市
立川農事改良実験所	立川市
長岡農事改良実験所	新潟縣
富山農事改良実験所	富山市
福井農事改良実験所	福井市
龍王農事改良実験所	山梨縣
長野農事改良実験所	長野市
本巣農事改良実験所	岐阜縣
静岡農事改良実験所	静岡市
安城農事改良実験所	愛知縣
鈴鹿農事改良実験所	鈴鹿市
草津農事改良実験所	滋賀縣
宇治農事改良実験所	京都府
眉津農事改良実験所	大阪府
明石農事改良実験所	明石市

敵傍農事改良実験所	奈良縣
朝來農事改良実験所	和歌山縣
東伯農事改良実験所	鳥取縣
出雲農事改良実験所	出雲市
倉敷農事改良実験所	倉敷市
西條農事改良実験所	廣島縣
防府農事改良実験所	防府市
佛生山農事改良実験所	香川縣
松山農事改良実験所	松山市
高岡農事改良実験所	高知縣
二日市農事改良実験所	福岡縣
佐賀農事改良実験所	佐賀市
熊本農事改良実験所	熊本市
大分農事改良実験所	大分市
宮崎農事改良実験所	宮崎市
鹿兒島農事改良実験所	鹿兒島市

3 農事改良実験所の内部組織については、農林省令で定める。

(蚕糸試験場)

第二十一條 蚕糸試験場は、蚕糸に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに原蚕種、桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行う機関とする。

2 蚕糸試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場の支場を設けることができる。

4 蚕糸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(家畜衛生試験場)

第二十二條 家畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 1 家畜の衛生に関する試験及び調査
- 2 家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究

三 家畜専用の血清類及び薬品の製造、配布及び検定

四 家畜の衛生に関する技術の講習

2 家畜衛生試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることができる。

4 家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(肥料検査所)

第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

名 称	位 置
東京肥料検査所	東京都
札幌肥料検査所	札幌市
名古屋肥料検査所	名古屋市
神戸肥料検査所	神戸市
福岡肥料検査所	福岡市

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

2 農薬検査所は、農薬の検査を行う機関とする。

3 農薬検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(輸出検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。

所掌事務は、左の通りとする。

名 称	位 置	所掌事務
輸出品検査所	東京都	輸出品の検査
輸出品検査所	東京都	輸出品の検査
輸出品検査所	東京都	輸出品の検査

3 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。

4 輸出品検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(生糸検査所)

第二十六條 生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 生糸（繭短繊維を含む。以下同じ）に関する検査
- 二 生糸の検査及び貯蔵に関する研究及び調査
- 三 生糸の検査及び整理に関する講習
- 四 生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定
- 五 附属生糸絹物倉庫の管理

2 生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
横浜生糸検査所	横浜市
神戸生糸検査所	神戸市

3 生糸検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(動物検疫所)

第二十七條 動物検疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 輸出入植物又は輸入病畜害虫の検査及び取締並びに病畜害虫の調査研究
- 二 輸入家畜その他の貨物に対する家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）に基づく検査又は検査
- 三 輸出家畜及び畜産物の衛生検査
- 四 国内産獸毛の消毒
- 五 家畜防疫上必要な病的材料の検査
- 六 家畜専用の血清類の保管

2 動物検疫所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
横浜動物検疫所	横浜市
神戸動物検疫所	神戸市
門司動物検疫所	門司市

3 農林大臣は、動物検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に動物検疫所の出張所を設けることができる。

4 動物検疫所の内部組織並びに出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

名 称	位 置	管 轄
札幌競馬事務所	札幌市	札幌、函館
東京競馬事務所	東京都	福島、新潟、中山、東京、横浜
京都競馬事務所	京都市	京都、阪神、小倉、宮崎

で定める。

(農村工業指導所)

第二十八條 農村工業指導所は、農山漁家の経営改善のために農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。

2 農村工業指導所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
栃木農村工業指導所	宇都宮市
山形農村工業指導所	新庄市

(農業機械管理所)

第二十九條 農業機械管理所は、試験研究のために農機機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2 農業機械管理所は、神奈川県に置く。

3 農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十條 競馬事務所は、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）に基づき國營競馬を実施する機関とする。

2 競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄
札幌競馬事務所	札幌市	札幌、函館
東京競馬事務所	東京都	福島、新潟、中山、東京、横浜
京都競馬事務所	京都市	京都、阪神、小倉、宮崎

2 馬鈴著原原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

3 馬鈴薯原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

第三十二條 茶原種農場は、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行ふ機關とする。

3. 茶原種農場の内部組織については、農林省令で定める。
〔種畜牧場〕

二 種畜、種きん、種卵及び種ばちの配布並びに種畜の貸付及び種付

の通りとする。

農林大臣は、種畜牧場の事務を分掌させるため、所要の地に種畜牧場の支場を設けることができる。

3 種畜牧場の内部組織並びに支拂の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)
第三十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	農林漁業復興金融審議 會	農林物資規格調査會	農林金融改善特別融通 損失審査會	農業共済再保險審査會
目	關係各大臣の諮問に應じ、農林漁業復興資金の融 資に關する重要事項を調査審議すること。	農林畜水産物の規格及び標準に關する事項を調 査審議すること。	農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年 法律第三十二号）、農村負債整理組合法（昭和八 年法律第十一号）、農村負債整理資金特別融通及損 失補償法（昭和十二年法律第七十七号）又は臨時 農村負債処理法（昭和十二年法律第八十九号）に よる特別融通によつて市町村、農林中央金庫、 日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の 受けた損失及びその額を決定すること。	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五 号）により政府の行う再保險に關する事項を審 査し、並びに農業災害の発生予防及び防止を審 議し、他農業災害補償に關する事項を調査審議するこ と。

中央農業調整審議會	農產種植法(昭和二十二年法律第六十七号)その他 の法令によりその権限に属せたる事項を処理 し及び農地に関する重要事項を調査審議する こと。	農地の開拓(昭和二十二年法律第六十六号)の開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六十五号)の施行その他開拓に関する重要事項を調査審議すること。	農業の機械化に関する重要事項を調査審議すること。	農業の電化に関する重要事項を調査審議すること。	農家負担の合理化に関する重要事項を調査審議すること。	畜産に関する重要事項を調査審議すること。	獸医師試験を実施し、その他獸医師に関する重要事項を調査審議すること。	裝蹄師試験(昭和十五年法律第八十九号)に基く裝蹄師試験に関する事務をつかさどること。	國營競馬の運営並びに紛争及び異議の裁定に関する重要事項を調査審議すること。	關係各大臣の諮問に應じ、蚕糸業に関する重要事項を調査審議すること。	輸出生糸問屋及び生糸販賣業者の許可等に関する事項を調査審議すること。	所掌事務に係る資材及び物資の割當配給に関する重要事項を調査審議すること。						
農産審査會	農產種植法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による種苗の名称の登録及びその取消を審査すること。	農藥の登録の審査その他農藥取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に規定する権限を行うこと。	輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検疫法(昭和二十三年法律第八十六号)の施行に関する重要事項を調査審議すること。	農產物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。	農機具の検査を行い、及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。	肥料取締に関する重要事項を調査審議すること。	中央農地委員會	中央開拓審議會	農業機械化審議會	農業電化審議會	農家負担合理化審議會	畜産審議會	獸医師免許審議會	裝蹄師試験審査會	競馬審議會	蚕糸調査會	生糸問屋審査會	物資割當配給審議會

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

（地方支分部局）

第三十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

農地事務局
作物報告事務所

第一款 農地事務局

第三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 自作農創設特別措置に関すること。
- 二 農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 三 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

四 開墾、入植及び営農の指導助成を行うこと。

五 開拓者資金の融通を行うこと。

六 國營土地改良事業に関すること。

七 土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。

八 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）
第三十七條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
仙合農地事務局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京農地事務局	東京都	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣、靜岡縣
金沢農地事務局	金沢市	新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣
京都農地事務局	京都市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣
岡山農地事務局	岡山市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
熊本農地事務局	熊本市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

（内部部局）
第三十八條 農地事務局に、局長官房の外左の三部を置く。

- 農地部
開拓部
土地改良部

2 前項に定めるものの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

（事務所及び事業所）
第三十九條 農林大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務局の事務所及び事業所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

（附属機関）
第四十條 農地事務局の附属機関として、地方農業機械管理所を置く。地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

2 地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二款 作物報告事務所
第四十一條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的經濟調査に関する事務を分掌する。

2 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。

3 作物報告事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

（附属機関）
第四十二條 作物報告事務所の附属機関として、作物報告審議會を置く。作物報告審議會は、農作物の作況に關し、調査審議することを目的とする機関とする。

2 作物報告審議會の名称、位置、内部組織及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 外局

（外局の設置）
第四十三條 國家行政組織法第三條

第二項の規定に基づいて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

食糧廳
林野廳
水産廳

第一節 食糧廳

第一款 總則

（食糧廳の任務及び長）
第四十四條 食糧廳は、主要食糧の國家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

2 食糧廳の長は、食糧廳長官とする。

（食糧廳の権限）
第四十五條 食糧廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

（内部部局）
第四十六條 食糧廳に左の三部を置く。

（總務部）
食糧部
食品部

（總務部の事務）
第四十七條 總務部においては、左の事務をつかさどる。

一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に關する企画を行うこと。

二 主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を図ること。

三 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

四 主要食糧の價格に關する連絡調整を行うこと。

五 主要食糧、飲食料品及び油脂に關する團體の指導監督及び助成を行うこと。

六 主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に關すること。

七 主要食糧及び飲食料品についての試験研究に關すること。

八 食糧管理特別会計の經理を行うこと。

九 食糧配給公團、食料品配給公團及び油脂配給公團に關すること。

十 前各号に掲げるものの外、食糧廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

（食糧部の事務）
第四十八條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

一 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を図ること。

二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。

三 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の發達、改善及び調整を図ること。

（食品部の事務）
第四十九條 食品部においては、左の事務をつかさどる。

一 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 飲食料品及び油脂の生産、流通等に關する業務の發達、改善及び調整を図ること。

第三款 附属機関

（附属機関）
第五十條 第五十三條に規定するものの外、食糧廳に左の附属機関を

置く。

食糧研究所
食糧管理講習所
(食糧研究所)

第五十一條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行つ機関とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二 食糧に関する分析、鑑定及び検定

三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。

3 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(食糧管理講習所)
第五十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機関とする。

2 食糧管理講習所は、愛知県に置く。

3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)
第五十三條 食糧研究所の附属機関として工業食品規格審議会を置く。工業食品規格審議会は、工業食品の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機関とする。

2 工業食品規格審議会については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局
(食糧事務所)

第五十四條 食糧所に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

(所掌事務)
第五十五條 食糧事務所は、食糧所の所掌事務を分掌する。

2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に、本省及び林野廳の所掌事務のうち農林産物の検査に関する事務を分掌させることができる。

3 農林大臣は、必要があると認めるときは、食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産物利用物資の割当及び配分に関する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金についての調整に関する事務を分掌させることができる。

4 食糧事務所は、第二項の事務については農政局長又は林野廳長官の、前項の事務については官房長の指揮監督を受けるものとする。

5 食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所)
第五十六條 農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第二節 林野廳

第一款 總則
(林野廳の任務及び長)

第五十七條 林野廳は、國有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営、民有林野に関する指導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の発達改善に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 林野廳の長は、林野廳長官とする。

(林野廳の権限)
第五十八條 林野廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第六十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行つ使用する。

第二款 内部部局
第五十九條 林野廳に、左の三部を置く。

林政部
指導部
業務部
(林政部の事務)
第六十條 林政部においては、左の事務をつかさどる。

一 林業行政に関する企画を行うこと。

二 林業に関する総合調整を図ること。

三 國有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に関すること。

四 木材その他の林産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 木材その他の林産物の検査に関すること。

六 森林組合その他林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

七 林道に関する指導監督を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

(指導部の事務)
第六十一條 指導部においては、左の事務をつかさどる。

一 國有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に関すること。

二 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。

三 保安林に関すること。

四 森林火災國營保險に関すること。

五 森林火災保險特別会計の經理を行うこと。

六 林業に関する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。

七 野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

(業務部の事務)
第六十二條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 國有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水に関すること。

二 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

三 立木の取得、加工及び処分に關すること。

四 薪炭及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 薪炭及び加工炭の検査に関すること。

六 國有林野事業特別会計及び薪炭需給調節特別会計の經理を行うこと。

(林業試験場)
第六十三條 第六十四條に規定するものの外、林野廳の附属機関として林業試験場を置く。

2 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

3 林業試験場は、東京都に置く。

4 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

5 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)
第六十四條 左の上欄に掲げる機関は、林野廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

社寺保管林処分審査会
社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

種 類

目 的

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

社寺保管林処分審査会

社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

地方森林会

林産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。

森火火災國營保險法（昭和十二年法律第二十号）の規定により森火火災國營保險に關する事項を審査すること。

森林法（明治四十年法律第四十三号）の規定によりその権限に屬させた事項を調査審議すること。

2 社寺保管林処分審査会、林産物規格審議会、森林火災國營保險審査会及び地方森林会については、それぞれ、社寺等に無償で貸し付けられてある國有財産の処分に関する法律、指定農林物資検査法、森林火災國營保險法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支部局

第六十五條 林野廳に左の地方支分部局を置く。

營林局

木炭事務所

〔營林局〕

第六十六條 営林局は、林野廳の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 國有林野及び公有林野官行造林地の經營を行うこと。

二 民有林野の造林及び營林の指導並びに森林治水事業に関するもの。

三 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品に關するこ
と。

四 立木の取得、加工及び処分に関すること。

五、管材料署を指導監督すること

第六十七條 營林局の名称、位置及

[illegible]

局熊本 營林	局高知 營林	局大阪 營林	局名古屋 營林	局長野 營林	局東京 營林	局前橋 營林	局青森 營林
熊本市	高知市	大阪市	名古屋市	長野縣	東京都	前橋市	青森市
熊本市 長崎縣 鹿兒島縣	高知縣 愛媛縣	三府 大阪府 兵庫縣 鳥取縣 山口縣	岐阜縣の內 益田郡 加茂郡 可兒郡 本巣郡 大垣市 養老郡	新瀉縣の內 中魚沼郡 上野原郡 東上郡 新井郡 長岡市	東京府 千葉縣 靜岡縣 栃木縣 芳賀郡	群馬縣 新潟縣の內 岩船郡 新潟市 西蒲原郡 古志郡 刈羽郡 中魚沼郡 南魚沼郡 佐渡郡	青森縣 秋田縣 山形縣 福島縣 栃木縣(芳賀郡を除く)
福岡縣 大分縣 宮崎縣	徳島縣 香川縣	石川縣 滋賀縣 奈良縣 和歌山縣 京都府 福井縣 廣島縣	富山縣 大野郡 上野郡 武儀郡 揖斐郡 多治見市 不破郡	茨城縣 神奈川縣 埼玉縣 山梨縣	柏崎市 高田市	北蒲原郡 中蒲原郡 南蒲原郡 長岡市 東頸城郡 西頸城郡	岩手縣 宮城縣

2 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

3 林産物の運搬設備その他二以上の管轄区域にわたり経営することを要する事項に関しては農林大臣がその管轄局を指定することができる。

4 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要があるときは、農林大臣は、管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせ、又は管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせることができる。

(内部部局)
第六十八條 管轄局に左の三部を置

総務部

経営部

事業部

2 前項に定めるものの外、管轄局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(管轄局)

第六十九條 管轄局は、林野廳の所掌事務のうち、左の各号に掲げる事務を分掌する。

一 國有林野及び公有林野官庁造林及び管轄局を實施すること。

二 民有林野の造林及び管轄局を指導すること。

三 國有林野及び公有林野官庁造林地の産物品及び製品の生産及び処分を行うこと。

四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2 管轄局の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

3 林産物の運搬設備の管理その他二以上の管轄局の管轄区域にわたる事項に關して必要があるときは、管轄局がその管轄局を指定することができる。

(木炭事務所)

第七十條 木炭事務所は、林野廳の所掌事務のうち、薪炭の買入、賣渡等に関する事務を分掌する。

2 木炭事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(出張所)

第七十一條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、木炭事務所の出張所を設けることができる。

2 出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節 水産廳

(水産廳)

第七十二條 水産廳の組織、所掌事務及び権限は、水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第七十三條 農林省に置かれる職員は、任用、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第七十四條 農林省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公關

(設置)

第七十五條 農林省所轄の公關は、右の通りとする。

肥料配給公關

飼料配給公關

食糧配給公關

食料品配給公關

油糧配給公關

肥料配給公關、飼料配給公關、食糧配給公關、食料品配給公關及び油糧配給公關に關しては、それぞれ肥料配給公關令(昭和二十二年勅令第七十一号)、飼料配給公關令(昭和二十二年法律第二百二号)、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)、食料品配給公關法(昭和二十二年法律第二百一十一号)及び油糧配給公關法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の定めるところによる。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の法律、勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

農業改良局設置法(昭和二十三年法律第六十三号)

農業改良局設置法施行令(昭和二十三年政令第二百一十一号)

農林省官制(昭和十八年勅令第八百二十一号)

農林部内臨時職員等設置制(昭和十八年勅令第八百二十二号)

食糧管理局官制(昭和十六年勅令第六十三号)

林野局官制(昭和二十二年勅令第四百四号)

管轄局官制(大正十三年勅令第三百六十六号)

農事試験場官制(明治二十六年勅令第十八号)

茶業試験場官制(大正八年勅令第五十八号)

園藝試験場官制(大正十年勅令第三百三十三号)

畜産試験場官制(大正五年勅令第九十一号)

蚕糸試験場官制(大正三年勅令第四百十三号)

家畜衛生試験場官制(昭和二十二年政令第六十号)

林業試験場官制(大正十一年勅令第五百十号)

水産試験場官制(昭和四年勅令第二百三十三号)

農業綜合研究所官制(昭和二十一年勅令第五百八十三号)

開拓研究所官制(昭和二十二年勅令第五百八十四号)

食糧研究所官制(昭和二十二年勅令第四百十号)

生糸検査所官制(明治四十年勅令第七十号)

動植物検査所官制(昭和二十二年勅令第五百十号)

種畜牧場官制(昭和二十一年勅令第二百七十六号)

蚕糸調査會官制(昭和二十一年勅令第六百六十四号)

獸医師試験委員會官制(昭和十四年勅令第六百二十二号)

前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 この法律施行の際現に存する資財調整事務所は、この法律施行後も昭和二十四年七月三十一日まで、本省の地方支分部局として置かれるものとする。

5 この法律施行の際に存する國營牧野事務所は、この法律施行後も昭和二十四年六月三十日まで、本省の附屬機関として置かれるものとする。

6 前二項の規定により置かれる資材調整事務所及び國營牧野事務所の所掌事務、位置、管轄区域及び内部組織については、従前の例による。

農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
(水産廳設置法の一部改正)

第一條 水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一号及び第五條第七号中「漁網の生産並びに」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

(特別な職)

第二條の二 水産廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第七條の次に次の五條を加える。

(附屬機関)

第七條の二 第七條の六に規定するものの外、水産廳に左の附屬機関を置く。

水産研究所
日光養魚場
水産講習所
(水産研究所)

第七條の三 水産研究所は、水産に
関する試験、研究、分析、鑑定、
調査、講習、種苗及び標本の生産
及び配布並びに技術の普及を行う
機関とする。

名 称	位 置
北海道水産研究所	北海道
東北水産研究所	塩釜市
東海水産研究所	東京都
南海水産研究所	高知縣
西海水産研究所	長崎市
日本海水産研究所	七尾市
内海水産研究所	廣島市
淡水水産研究所	東京都

3 農林大臣は、水産研究所の事務
を分掌させるため、所要の地に水
産研究所の支所を設けることがで
きる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部
組織並びに支所の名称、位置及び
内部組織については、農林省令で
定める。

(日光養魚場)

第七條の四 日光養魚場は、淡水魚
の養殖及び種苗の生産及び配布を
行う機関とする。

2 日光養魚場は、栃木縣に置く。

3 日光養魚場の内部組織について
は、農林省令で定める。

第七條の五 水産講習所は、水産に
関する学理及び技術の教授及び攻
究を行う機関とする。

2 水産講習所の名称及び位置は、
左の通りとする。

名 称	位 置
第二水産講習所	下関市

3 第一水産講習所及び東京水産大
学は、国立学校設置法(昭和二十
四年法律第 号)の定めるところ
により、当分の間、農林大臣の
所轄とする。

4 水産講習所の内部組織について
は、農林省令で定める。

(その他の附属機関)

第七條の六 左の上欄に掲げる機関
は、水産廳の附属機関として置か
れるものとし、その目的は、それ
ぞれ下欄に記載する通りとする。

2 水産物規格審議会及び漁船再保
險審査会については、それぞれ指
定農林物資検査法及び漁船保険法
の定めるところによる。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

(農地調整法等の一部改正)

第二條 左に掲げる法律の規定中
「中央農地委員会」を「中央農地委
員会」に改める。

農地調整法(昭和十三年法律第
六十七号)

自作農創設特別措置法(昭和二
十一年法律第四十三号)

(開拓者資金融通法の一部改正)

第三條 開拓者資金融通法(昭和二
十二年法律第六号)の一部を次の
ように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 政府は、第一條の規定に
よる資金の貸付、第二條第一項

第二号から第四号までの規定に
よる一時償還の請求又は前條の
規定による支拂の猶予を行うに

は、関係都道府縣知事の進達に
基かなければならない。

前項の進達をするには、都道
府縣知事は、当該都道府縣開拓

審議会の意見をきかなければな
らない。

政府は、第三條第一項の規定
による年賦金の減額若しくは増

額の基準又は前條の規定による
支拂の猶予の基準を定めるに

は、中央開拓審議会の意見をき
かなければならない。

第六條の次に次の三條を加え
る。

を置く。

中央開拓審議会は、農林大臣
の監督に属し、前條第三項に掲
げる事項及び他の法令によりそ
の権限に属させた事項を行う

外、農林大臣又は中央農地委員
会議の諮問に應じ開拓に関する
重要事項を調査審議する。

第八條 都道府縣に、その機関と
して、都道府縣開拓審議会を置
く。

都道府縣開拓審議会は、都道
府縣知事の監督に属し、第六條
第二項に掲げる事項及び他の法
令によりその権限に属させた事
項を行う外、都道府縣知事又は
都道府縣農地委員会議の諮問に
應じ、開拓に関する重要事項を調
査審議する。

第九條 前二條に規定するもの
外、中央開拓審議会及び都道府
縣開拓審議会に關して必要な事
項は、政令でこれを定める。

(農産種苗法の一部改正)

第四條 農産種苗法(昭和二十二年
法律第五十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

第九條、第十二條及び第十二條
中「種苗審査委員会」を「種苗審査
会」に改める。

(農藥取締法の一部改正)

第五條 農藥取締法(昭和二十三年
法律第八十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(競馬法の一部改正)

第六條 競馬法(昭和二十三年法律
第五十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十八條を次のように改め
る。

第三十八條 削除

(関係命令の廃止)

第七條 左に掲げる勅令及び政令
は、廃止する。

馬政調査会官制(昭和七年勅令
第三百二号)

重要肥料委員会官制(昭和十
一年勅令第四百五十二号)

農林計画委員会官制(昭和十三
年勅令第七百七十六号)

木材統制委員会官制(昭和十六
年勅令第六百八十四号)

食糧管理委員会官制(昭和十七
年勅令第六百八十九号)

食糧対策審議会官制(昭和二十
一年勅令第三百三号)

水産廳設置法施行令(昭和二十
三年政令第七十六号)

附則

この法律は、農林省設置法施行の
日から施行する。

○農務大臣 農林省設置法案につき
まして、その提案理由を御説明いたし
ます。

御承知のごとく、各省大臣の所掌事
務及びその権限等の事項は、従来行政
官廳法及びそれに基く各省官制によつ
て定められていたものであります。しか
るにこの法律は本年五月三十一日限り
失効いたすことになつておりまして、
これにかわりまして第二國會において
成立いたしました國家行政組織法が、
本年六月一日から施行されることにな
つております。この國家行政組織法は
國家行政機構の大綱を定めたものであ

りますが、各省共通の事項を規定して
いるにとどまるものでありますので、
農林省の任務、権限、所掌事務の範
囲、内部の組織、地方支分部局及び付
属機関の名称、所掌事務等を明確なら
しめるため、別に法律を制定する必要
があるわけであり、農林省設置法
案はこの必要に基き制定したもので
あります。

次に、農林省設置法案の内容の概略
について御説明申し上げます。

第一章総則におきましては、農林省
の任務及び権限につきまして規定いた
しております。

第二章におきましては、農林省の内
部部局として、官房のほか農政局、農
地局、農業改良局、畜産局及び蚕糸局
の五局についてその所掌事務を掲げ、
地方支分部局として農地事務局及び作
物報告事務所の所掌事務を掲げており
ます。このほか農事試験場等の試験研
究機関その他農林本省の付属機関につ
いて、その名称、任務を掲げておりま
す。なおこれら付属機関の細目の点に
つきましては農林省令で、審議会等の
諮問機関の細目につきましては政令で
定めるようにいたしております。

第三章におきましては、外局として
食糧廳、林野廳、水産廳を掲げ、地方
支分部局といたしましては、食糧事務
所、営林局、営林署及び木炭事務所を
掲げまして、その所掌事務についてそ
れぞれ詳細に規定いたしております。

外局の付属機関につきましても、農
林本省の場合と同様に、名称、任務等
については規定いたしておりますが、
細部の点につきましては、農林省令ま
たは政令で定めることといたしており
ます。なほ水産廳につきましては、第

二國會で成立いたしました水産廳設置
法がありますので、権限、所掌事務等
については、この法律の規定によるこ
とといたしております。

第四章は職員に関する規定でありま
して、任免等の人事管理に関する事項
につきましては、國家公務員法の規定
により、定員については別に法律の定
めるところによる旨を明確にいたして
おります。

第五章は公團に関する規定でありま
して、農林省の所持する公團について
は、各公團法の定めるところによる旨
を規定しております。公團の整理統合
が実現いたしました場合には、当然そ
の名称、数等につきまして変更を加え
る予定であります。

附則は各官制その他関係法令の廃止
規定、及び現在農林本省の地方支分部
局であります資料調整事務所を本年七
月三十一日までに、また同様農林本省
の付属機関であります國營牧野事務所
を本年六月三十日までに、廃止いたす
につきましての必要な経過規定等であ
ります。

以上がこの法案を提出いたしました理
由であります。何とぞ慎重御審議の上
すみやかに御可決あらんことを切望い
たすものであります。

次に農林省設置法の施行に伴う関係
法令の整理に関する法律案につきまし
て、提案理由の御説明をいたします。

第一に、農林省の外局として置かれ
る水産廳につきましては、水産廳設置
法があるわけであり、水産試験
場、水産講習所その他の付属機関につ
きましては、現に官制があるのみであ
りますので、國家行政組織法の規定に
従つて、本年六月一日以後は法律で規

定いたす必要があります。別に提案い
たしております農林省設置法案の形式
とそろえまして、水産廳設置法を改正
いたす必要があります。

第二に、國家行政組織法の建前から
いたしますと、委員会というものは、
各省の外局として置かれるもので、相
当廣泛な行政官廳の権限を持つものに
限られるわけであり、農林省にお
きましては、この委員会に該当するも
のではないのでありまして、從來委員会
という名称を使用しているもので法律
中に掲げられていたものを、それら
名称を変更して整理いたす必要がある
のであります。

第三に、従前存しました諮問機関等
で、現にその必要のなくなりましたも
のにつきまして、関係官制の廃止規
定であります。

右がこの法案を提出いたしました理由であ
ります。何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御可決あらんことを希望いたす
次第であります。

○審議委員長 次は大藏省設置法の施
行に伴う法令の整理に関する法律案に
つき、政府より説明を求めます。

大藏省設置法の施行等に伴う法
令の整理に関する法律案

大藏省設置法の施行等に伴う
法令の整理に関する法律
第一條 財政法（昭和二十二年法律
第三十四号）の一部を次のように
改正する。

第十七條第二項及び第二十條第
二項中「内閣總理大臣」の下に「法
務總長」を加える。

第二十一條中「内閣」の下に、
「總理府、法務府」を加える。

第二條 國家公務員共済組合法（昭
和二十三年法律第六十九号）の一
部を次のように改正する。

第二條中「法務廳」を「法務府」
に、「印刷局」を「印刷廳」に、「造
幣局」を「造幣廳」に改める。

第三條 國有財産法（昭和二十三年
法律第七十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十七條第四項中「法務廳」を
「法務府」に改める。

第四條 造幣局特別會計法（大正四
年法律第九号）の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

造幣廳特別會計法

第一條及び第二條第一項中「造
幣局」を「造幣廳」に改める。

附則第二項中「造幣局資金」を
「造幣廳資金」に改める。

第五條 造幣局資金拂出に関する法
律（昭和七年法律第十二号）の一部
を次のように改正する。

「造幣局資金」を「造幣廳資金」に
改める。

第六條 造幣局の資金に関する法律
（昭和十八年法律第十三号）の一部
を次のように改正する。

第一條中「造幣局据置運轉資本」
を「造幣廳据置運轉資本」に、「造
幣局資金」を「造幣廳資金」に改め
る。

第七條 造幣局据置運轉資本の増加
等に関する法律（昭和二十四年法
律第八号）の一部を次のように改
正する。

題名及び第一條第一項中「造幣
局据置運轉資本」を「造幣廳据置運
轉資本」に、同條第二項中「造幣

局資金」を「造幣廳資金」に改め
る。

第八條 日本專賣公社法施行法（昭
和二十四年法律第 号）の
一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。
（專賣局及び印刷局特別會計法
の改正）

第十三條 專賣局及び印刷局特別會
計法（昭和二十二年法律第三十六
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷局特別會計法

本則中「各會計」をこの會計に
改める。

第一條中「專賣局及び印刷
局」を「印刷廳」に改め、「各」
を削る。

第二條中「專賣局特別會計及び
印刷局特別會計」を「印刷廳
特別會計」に改める。

第三條中「夫、專賣局及び印
刷局」を「印刷廳」に改める。

第九條 印刷局特別會計の固有資本
の増加に充てるための一般會計か
らする繰入金に関する法律（昭和
二十四年法律第三十二号）の一部
を次のように改正する。

題名及び本則中「印刷局特別會
計」を「印刷廳特別會計」に改め
る。

第十條 專賣局特別會計、印刷局特
別會計及びアルコール專賣事業特
別會計の利益の一般會計への納付
の特例に関する法律（昭和二十四
年法律第 号）の一部を次
のよう改正する。

題名中「專賣局特別會計、印刷

局特別会計を「印刷局特別会計」に改める。

第一條中「専賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷局特別会計」に、「専賣局及び印刷局特別会計法」を「印刷局特別会計法」に改める。

附則第六項中「印刷局特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第十一條 貯金部金法（大正十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中「貯金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

第十二條 政府貸付金処理に関する法律（昭和十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「委員会」及び第二項中「前項ノ委員会」を「政府貸付金処理審議会」に改める。

第十三條 産金法（昭和十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條の四及び第十四條中「金委員会」を「金審議会」に改める。

第十四條 酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項及び第四項中「酒類委員会」を「酒類審議会」に改める。

第十五條 税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項中「税務代理士銓衡委員会」を「税務代理士銓衡審議会」に改める。

第十六條 復興金融庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

「復興金融庫委員会」を「復興金融審議会」に改める。

第十七條 戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項及び第三項中「戦時補償特別審査委員会」を「戦時補償特別税審査会」に改める。

第十八條 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項及び第五項中「不動産評價委員会」を「不動産評價審議会」に改める。

第三十條第四項及び第六項中「株式等評價委員会」を「株式等評價審議会」に改める。

第四十六條第一項、第三項、第五項及び第七項中「財産調査委員会」を「財産調査会」に改める。

第五十二條中「財産審査委員会」を「財産審査会」に改める。

第十九條 政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第四項中「特定契約委員会」を「特定契約審査会」に改める。

第二十條 増加所得税法（昭和二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「増加所得税調査委員会」を「増加所得税調査会」に改める。

第二十一條 土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三條及び第四十六條中「土地貨賃價格調査委員会」を「土地貨賃價格調査会」に改める。

第二十二條 家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第二十八條中「家屋貨賃價格調査委員会」を「家屋貨賃價格調査会」に改める。

第二十三條 大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

第三條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

「政令で定める委員会」を「簡易生命保険郵便年金事業審議会」に改める。

第二十四條 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「金利調整委員会（以下委員会という。）」を「金利調整審議会（以下審議会という。）」に改める。

第六條、第七條第一項、第十條、第十一條第一項及び第十二條中「委員会」を「審議会」に改める。

第七條第二項及び第九條中「委員長」を「会長」に改める。

第二十五條 公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。

第七條第四号中「会計士管理委員会」を「大蔵省令」に改める。

第十二條第一項中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、同條第二項中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五條を次のように改める。

（試験の執行）第十五條 大蔵省に、公認会計士試験委員を置く。

2 公認会計士試験は、公認会計士試験委員が、これを行う。

3 公認会計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

第十六條中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十七條第一項中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十八條中「会計士管理委員会」を「大蔵省」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十三條中「会計士管理委員会は、会計士管理委員会規則をもつて、」を削り、「事項を定めることができる。」と事項は、政令で定める。

令に、「会計士管理委員会は、」を「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」に改める。

第三十二條第一項から第三項までの中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、同條第四項中「前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、」を「前二條の懲戒事件の審査をしようとするときは、公認会計士審査会は、」に改め、同條第五項中「懲戒の処分は、」の下に「公認会計士審査会が、」を、「事実がある」と認め、」の下に「その旨を大蔵大臣に報告し、」を加える。

第三十三條中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、同條第二項中「会計士管理委員会事務局の職員を当該職員」に改める。

第三十四條中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

「第六章 公認会計士審査会」を「第六章 公認会計士審査会」に改める。

第三十五條を次のように改める。

（公認会計士審査会の設置）第三十五條 第三十條及び第三十一條の規定による懲戒事件の審査をさせ、大蔵大臣の諮問に應じて、公認会計士試験、会計士補に対する実務補習その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に、公認会計士審査会を置く。

2 大蔵大臣は、左の各号に掲げる行為をしようとする場合において、あらかじめ公認会計士審査会に諮問しなければならない。

（公認会計士審査会の設置）第三十五條 第三十條及び第三十一條の規定による懲戒事件の審査をさせ、大蔵大臣の諮問に應じて、公認会計士試験、会計士補に対する実務補習その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に、公認会計士審査会を置く。

2 大蔵大臣は、左の各号に掲げる行為をしようとする場合において、あらかじめ公認会計士審査会に諮問しなければならない。

（公認会計士審査会の設置）第三十五條 第三十條及び第三十一條の規定による懲戒事件の審査をさせ、大蔵大臣の諮問に應じて、公認会計士試験、会計士補に対する実務補習その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に、公認会計士審査会を置く。

2 大蔵大臣は、左の各号に掲げる行為をしようとする場合において、あらかじめ公認会計士審査会に諮問しなければならない。

（公認会計士審査会の設置）第三十五條 第三十條及び第三十一條の規定による懲戒事件の審査をさせ、大蔵大臣の諮問に應じて、公認会計士試験、会計士補に対する実務補習その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に、公認会計士審査会を置く。

一 この法律を改正する法律案及び第二十三條の規定に基く政令案の立案

二 第七條第四号、第十二條第二項、第十六條、第二十二條、第五十七條の二及び第五十九條の規定に基く大藏省令の制定

三 第十二條第一項の規定に基く実務補習の機関の認定

四 公認会計士試験委員の任命

五 特別公認会計士試験の試験期日の決定

六 第五十七條第二項第三号の指定及び同項第六号の認定

3 公認会計士審査会は、第一項に規定する重要な事項に關し、大藏大臣に對して、隨時意見を述べることが出来る。

第三十六條第一項並びに第三十八條第四号及び第五号中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。

第四十條の見出し、第一項及び第三項中「委員長」を「会長」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 会長は、公認会計士審査会の会務を總理する。

第四十一條中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に、「委員長」を「会長」に改める。

第四十二條から第四十六條までを次のように改める。

第四十二條から第四十六條までを次のように改める。

第五十七條第一項から第三項までの中「会計士管理委員会」を「大藏大臣」に改める。

第五十七條の二中「会計士管理

委員会規則」を「大藏省令」に改める。

第五十八條中「会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、公認会計士試験委員が」に改める。

第五十九條中「会計士管理委員会が、これを」を「大藏省令で」に改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十四條後段を次のように改める。

この場合において、第九條中「計理士懲戒委員会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「公認会計士審査会ノ議決ニ依リ」と読み替へるものとする。

第二十六條 大藏省設置法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中

基準地区調査会
大藏大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法（昭和二十四年法律第 号）第三條第一項に規定する基準地区に關する事項について調査すること。

基準地区調査会
大藏大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法（昭和二十四年法律第 号）第三條第一項に規定する基準地区に關する事項について調査すること。

公認会計士審査会
公認会計士及び会計士補の懲戒事件について議決し、その他大藏大臣の諮問に應じて、公認会計士及び会計士補に關する重要な事項を調査審議すること。

公認会計士試験委員
公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。

第二十七條 國家公務員のための國設宿舍に關する法律（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一号中「鐵道若しくは」を削る。

第十八條第二項中「國有鐵道事業、通信事業」を「郵政事業、電氣通信事業」に改める。

第二十八條 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連

十五年勅令第七百四十五号）納稅資金亡失責任審査委員會官制（昭和二十一年勅令第九十八号）生命保險審査委員會官制（昭和二十年勅令第三百七十号）損害保險審査委員會官制（昭和二十年勅令第三百七十一号）

財團稅委員會官制（昭和二十一年勅令第五百七十九号）稅制調查委員會官制（昭和二十一年勅令第五百九十四号）財政收支調整調查委員會官制（昭和二十一年勅令第五百九十六号）金融制度調查委員會官制（昭和二十一年勅令第五百九十七号）

改正前の專賣局特別會計、印刷局特別會計及びアルコール專賣事業特別會計の利益の一般會計への納付の特例に關する法律の規定は、第十條の規定にかかわらず、日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第二十九條第一項の規定においてその例による限りにおいて、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に改正前の公認会計士法第十五條第一項に規定する試験機関に屬する試験委員は、大藏大臣が改正後の同法第三十五條第二項第四号の規定により公認会計士審査会に諮問して任命した改正後の同法第十五條第一項の試験委員とみなす。

5 改正前の公認会計士法第十五條又は第五十八條に規定する試験機関が公認会計士試験又は特別公認会計士試験に關してなした行為は、改正後の同法第十五條第一項に規定する公認会計士試験委員が

公認会計士試験又は特別公認会計士試験に關してしたものとなす。

6 改正後の公認会計士法に基き、この法律施行後はじめて発せられる政令又は大藏省令で、改正前の公認会計士法に基き発せられた会計士管理委員會規則に規定する内容と同一の内容を規定するものについては、改正後の同法第三十五條第二項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

7 改正前の公認会計士法第十九條の規定に基き會計士管理委員會に提出した登録申請書は、改正後の同條の規定に基き大藏大臣に提出したものとなす。

○池田國務大臣 ただいま議題となりました大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律案について、その提出の理由を御説明申し上げます。御承知のように、國家行政組織法及び各省設置法の施行に伴ひまして、從來の總理廳、法務廳等は府と改め、外局は委員會及び廳とし、從來のいわゆる委員會は外局たる委員會と区分するため、その名稱を調査會、審議會、等に改めることとせられたのであります。大藏省といたしましては、さきに設置法案の提案理由でも申し上げました通り、造幣局と印刷局とが廳となり、專賣局を日本專賣公社の設立と同時に廃止し、從來外局であつた會計士管理委員會を廃止して、その所掌事務を理財局に移すこととしたしたのであります。これらの機構改革に伴ひまして、各種の關係法令を整理する必要がありますので、これを一括いたしま

して、この一本の整理法案にとりま
めた次第でございます。従いまして、
この法律案の内容につきましては、主
として名称の変更等に伴う字句の修正
が大部分でありまして、特に御説明申
し上げるほどのこともなからうかと存
ずるのであります。ただ公認会計士
法の改正につきましては、若干実質的
な改正を加えてありますので、その要
点を申し上げたいと存じます。すなわ
ちさきにも申し上げました通り、従来
公認会計士及び会計士補に関する事務
は、会計士管理委員会が大蔵省の外局
として所掌して参つたのであります
が、これを廃止して本省の理財局に移
すこととしたしました関係上、同法中
会計士管理委員会に関する部分は、そ
れぞれ大蔵省または大蔵大臣に改める
こととし、別に本省の附属機関として
公認会計士審査会及び公認会計士試験
委員会を設けまして、公認会計士制度の
運営に関する重要な事務につきまして
は、この審査会の議決を経るとか、あ
るいは審査会に諮問するとかいたしま
して、民主的な運営をはかるとも
に、公認会計士等の試験は同試験委員
会をして行わせることとしたしたのであ
ります。

以上、簡単にありますが、この法
律案の提案の理由並びに内容の概略を
御説明申し上げた次第でございます。
何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あ
らんことをお願い申し上げます。
○斎藤委員長 これで各法案提出の理
由の説明は終わりました。
なおこの際委員の鹿野彦吉君が辞任
せられまして、その補欠として田中萬
逸君が議長の名で補欠選任せられま
したことを御報告申し上げます。

○淺沼委員 予算全体から見ても、大蔵
省ですつと予算の削減をやつておるよ
うですが、その中で主計局だけを除い
たほかの部局は、全部予算の削減を行
つておるが、主計局だけは予算の削減
をやらないのはどういふわけである
か、この理由を伺つておきたいと思
うのであります。
それから主税局では、このごろ新聞
を見て気がついたのであります。何
か廣告技術にたけた人の募集をやつて
おる。これは一面においては人を切り
ながら、一面においては人を募集する
ということになる。廣告技術にたけた
人という事になりますと、民間から
人を募集しなくても、國家機構全体の
中にはどこかに余剰の人が当然出て來
るわけでありまして、そのうする大蔵省
の行政整理は、大蔵省だけの行政整理
であつて、國の機構全体の中に含まれ
ておらないという感じを受けるのであ
ります。この際大蔵大臣のこれに對
する見解を承つておきたいと思つた
のであります。

それからも一つは、大蔵大臣にこ
ういふことを聞くのはいかかと思ひ
ますが、理在のような状態にあつて國
の予算を決定するときに、大蔵省で一
切の査定をやつてきめるといふやり方
は当然放棄さるべきである。主計局と
いふものは、当然予算局という形にお
いて、總理廳の中に導入されて行くべ
きだと思ひます。こゝういふことを大蔵
大臣に聞くと、それはそうじやないと
御答弁になるかも知れませんが、これ
は大蔵大臣という行政長官の立場より
も、國務大臣として國の行政を扱う池
田さんとしてはどういふふうに考へて
おるか、それを承つておきたいと思
うのであります。
○池田國務大臣 御質問の第一点の主
計局の拡充についてでございますが、
御承知の通り、従来は予算ができた
と、あとはつちやらずと言つては少
し語弊がございますが、各省に予算の
実行につきましてもほとんどまかして
おつたのでございます。しかし最近に
なりましたのは、この予算の使ひ方
につきましてよほど慎重にやらなければ
いかぬ。御承知の通り、従来は予算の使
用につきまして、小切手の認証程度に
とどまつておりましたが、最近のい
ろんなことから考えますと、契約ま
でにさかのぼつて契約統制で行かうとい
うふうにするの使ひ方について、今ま
で以上に十分審査を遂げて行きたいと
いう考え方のもとに主計局をふやした
のであります。金詰まりとかいふ
の問題が起つて來ますが、予算の契約
までさかのぼつてこれを見る必要があ
るというので、機構を強化したのでこ
でございます。

第二の主税局で人員を募集した、こ
ういふことでございますが、これは税
の宣傳のために、宣傳のくろりと人
を五名だけひとつ民間から任用しよう
という考へで、五名だけの増員でござ
いますので御了承願ひます。
第三の主計局の仕事の内閣に持つて
行つてはどうかという問題につきまし
ては、これは十数年前、金院の時代
からこゝういふことをちよい／＼聞いて
おるのであります。各國の例を見まし
ても、アメリカにおきましては内閣と
申しますか、そこに置いておる。しか
しイギリスはやはり大蔵省にある。税
金の方につきましても大蔵省に別に置
くというように、各國ではいろいろ
制度がありますが、予算の実行と金融
関係とは、非常に密接な関係がござ
います。ことに今のやうな日本の經濟狀
態では、やはり歳入歳出の予算は一体
として見るべきであり、また歳出の点
につきましても、歳入の点につきまし
ても、金融面とかけ離れますことは不
適當だと考へまして、わが國におきま
してはやはり歳入、歳出、金融、これ
は一体をなして考へるべきだと思ひま
すので、大蔵省に置くことが至當であ
ると思つておる次第でございます。
○淺沼委員 そうすると、主計局は予
算の査定あるいは予算を編成するばか
りではなく、監護事務までやるという
形が出て來ると思ひます。しかし私
は、編成の一面において、使途の方も
監査するといふことは、主計局でなく
て、他でやるべきだと思ひます。予算
を組むながら一面小切手の認証までと
いうことになる、要するに組んだ方
がさらに執行までやるという形が出て
來るのであります。これはほかの手
段でやるべきが至當だと思ひます。
それから主税局の方は、多分数は少
いと思つておりましたが、新聞には五
名募集するの三段抜き、四段抜きで
これが出ておりました。しかも五名と
書いてない。五名と書いてあります
が、私はこゝで質問なんかしません。
こゝういふ点が、はなはだこまかいこ
とを申し上げてはどうかとも思ひます
が、三名だといふことになれば、政府
の大きな機構の中にこれについて練達
した者がほかにもあるうと思ひます。
五名のために新聞に三段抜きで廣告を
してこれを求めなければならぬといふ
ことになりまして、あまりに日本の行
政機構の内部には人なしという感じを
持つのであります。そういう点はい
かがであらうかと思つたのであります。
しかし以上は希望として申し上げま
して御答弁は別に求めません。
○池田國務大臣 予算の査定と執行の
事務を一つの役所で行ふのはどうかと
いう御意見でございますが、別に局と
あるいは課を設けなくても、ごく小
規模でやるとすれば、やはり主計局で
やつた方がよいのではないかと考へて
いる次第であります。
○斎藤委員長 それでは午前四時
の日程は終了したので、これで休憩いたしま
す。
午前十一時五十九分休憩
午後三時七分開始
○小川原委員長代理 休憩前に引続き
まして會議を開きます。
委員長所用のため理事の私が委員長
の職務を行います。
先ほど木村君より動議として公認会
開会に関する件が提出いたされまし
た。公認会開会に關しましては、以前
の委員会におきまして、大体定員法が
提出されましてから開こうという話に
なつておつたのであります。定員法
がまだ提出いたされませんので、この
際公認会開会の件についてお諮りいた
します。公認会は付託された議案につ
いて行ふのであります。公認会を開
きます場合は、あらかじめ議長に開会
の承認要求書を提出いたし、その承認
を得た後に公認会開会の議決をいた
し、意見を聞く問題及び事実を官報及
び新聞紙に掲載し、公認人の申出によ
り、公認人を選定いたされなければな
りませ

ん。つきましては定員法案について行いますならば、定員法案を提出いたしましたあとにこの決議をいたす手続をとらねばなりません。定員法案の提出を待つてから公聴会を行うことは、實際上困難となり、従つて参考人を呼ぶという方法になります。つきましては現在付託されております各省設置法案について公聴会を開きたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○小川原委員長代理 御異議なければ議長に公聴会開会承認要求書を提出いたしたいと存じます。なお議長の承認を得ましたときはあらためて決議いたさず、ただちに手続をいたしたいと存じます。意見を聞く問題、事実等につきましては委員長理事に御一任願います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後三時十分散会